主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意(上告申立書記載)は、原判決に刑訴法四〇五条以下の理由があるとするだけで、なんら具体的主張を含まず、不適法である。弁護人金井塚修の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項二号、三号により、裁判官全員一致の意見 で、主文のとおり決定する。

昭和四九年三月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	/]\	Ш	信	雄
裁判官	吉	田		豊